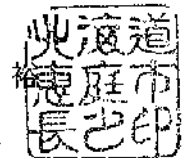


恵庭市花の拠点設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年2月19日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第3号

恵庭市花の拠点設置条例の一部を改正する条例

恵庭市花の拠点設置条例（令和2年条例第29号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第3条（略） （施設等） 第4条 花の拠点に、都市公園法第2条第2項の公園施設として、次の各号に掲げる便益施設を置く。 （1）～（9）（略） 2 花の拠点に都市公園法第5条第1項に定めるところにより、市長以外の者が同法第2条第2項の公園施設を設置する場合にあっては、 <u>都市公園条例の規定を準用する。</u> 3 <u>前2項の規定により設置される公園施設以外の部分をガーデンエリアと総称する。</u> 4 （略） 5 都市公園条例に定めるもののほか、花の拠	第1条～第3条（略） （施設等） 第4条 花の拠点に、都市公園法第2条第2項の公園施設として、次の各号に掲げる便益施設を置く。 （1）～（9）（略） 2 <u>前項の規定により設置される公園施設及び都市公園法第5条第1項の規定により設置される公園施設以外の部分をガーデンエリアと総称する。</u> 3 （略）

現行	改正案
<p><u>点の公園施設のうち、RV パーク、センターハウス(RV パーク利用者用の休憩等に供する部分及び子ども用の遊戯に供する部分を利用する場合に限る。)、電気自動車等用急速充電設備、集会施設及びガーデンエリアの使用料については、別表第 1 に掲げるとおりとする。</u></p> <p>6 <u>市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、前 2 項の使用料の全部又は一部を免除することができる。</u></p>	<p>(使用料)</p> <p><u>第 4 条の 2 花の拠点の公園施設のうち、RV パーク、センターハウス、電気自動車等用急速充電設備、集会施設及びガーデンエリアの使用料については、別表第 1 に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(使用料の減免)</p> <p><u>第 4 条の 3 市長は、別表第 1 に掲げる施設の使用料について、次の各号のいずれかに該当するときは、減額し、又は免除することができる。ただし、第 3 号及び第 4 号の規定は、センターハウス(子ども用の遊戯に供する部分)の使用料については、適用しない。</u></p> <p>(1) <u>恵庭市又は恵庭市教育委員会が主催し、又は共催する事業に使用するとき。</u></p> <p>(2) <u>指定管理者が主催し、又は共催する事業に使用するとき。</u></p> <p>(3) <u>市内の学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 6 項に規定する認定こども園が教育及び保育活動等のために使用するとき。</u></p> <p>(4) <u>市内の社会教育関係団体、学校教育関係</u></p>

現行	改正案
<p>第5条・第6条 (略)</p> <p>(使用の申込)</p> <p>第7条 第4条第1項各号に掲げる公園施設及びガーデンエリアの使用に当たっては、都市公園条例の規定を準用する。</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(指定管理者)</p> <p>第9条 都市公園条例第25条の規定により花の拠点の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、指定管理者は、都市公園条例で定める業務のほか、次の各号に掲げる業務を行うものとする。ただし、都市公園法第5条第1項の許可を受けた者が設置又は管理をする部分を除く。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p><u>団体、社会福祉関係団体、労働団体、産業経済団体、ボランティア団体又は町内会等の公益的団体が営利を目的としない活動に使用するとき。</u></p> <p><u>(5) 災害時等緊急避難場所として使用する</u> <u>とき。</u></p> <p><u>(6) その他市長が必要と認めたとき。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による減免の基準、割合及び手続については、規則で定める。</u></p> <p>第5条・第6条 (略)</p> <p>(使用の申込)</p> <p>第7条 <u>別表第1に掲げる施設を使用しようとする者(センターハウスのホール又は廊下については、専用して使用しようとする者に限る。)は、あらかじめ市長に申し込み、その許可を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>都市公園条例第3条第1項各号に掲げる行為を別表第1に掲げる施設において行う場合であつて、前項の許可を受けたときは、同条第1項の許可を受けることを要しない。</u></p> <p>3 <u>市長は、第1項の申込みに対し、施設の管理のため必要な範囲内で条件を付して許可し、又は特に必要があると認めるときは、許可しないことができる。</u></p> <p>第8条 (略)</p> <p>(指定管理者)</p> <p>第9条 都市公園条例第25条の規定により花の拠点の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、指定管理者は、都市公園条例で定める業務のほか、次の各号に掲げる業務を行うものとする。ただし、都市公園法第5条第1項の許可を受けた者が設置又は管理をする部分を除く。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

現行		改正案																			
<p>2 指定管理者に花の拠点の管理を行わせる場合においては、<u>第6条及び前条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(利用料金)</p> <p>第10条 前条の規定により指定管理者に花の拠点の管理を行わせる場合においては、<u>第4条第1項各号に掲げる公園施設及びガーデンエリアの利用並びに行為の許可に係る料金</u>(以下「利用料金」という。)を指定管理者の収入として収受させることができる。</p> <p>2 利用料金の額は、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は<u>別表第1に定める</u> _____ 額を上限とする<u>ほか、</u>利用料金に関する事項は、<u>都市公園条例の規定を準用する。</u></p>		<p>2 指定管理者に花の拠点の管理を行わせる場合においては、<u>前3条</u> _____ の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第10条 前条の規定により指定管理者に花の拠点の管理を行わせる場合は、<u>別表第1に掲げる施設</u> _____ の利用 _____ に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者の収入として収受させることができる。</p> <p>2 利用料金の額は、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、<u>別表第1に定める使用料の額</u>を上限とする _____。</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第10条の2 指定管理者は、市長の承認を得て、<u>利用料金を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による減免の基準、割合及び手続については、第4条の3第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</u></p>																			
<p>第11条 (略)</p>		<p>第11条 (略)</p>																			
<p>別表第1(第4条関係 _____)</p>		<p>別表第1(第4条の2関係)</p>																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th colspan="2">単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">RVパーク</td> <td rowspan="2">駐 車 場</td> <td>1 区 画</td> <td>宿泊 2,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>日帰り 1,250円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	単位		使用料	RVパーク	駐 車 場	1 区 画	宿泊 2,500円		日帰り 1,250円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th colspan="2">単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">RVパーク</td> <td rowspan="2">駐 車 場</td> <td>1 区 画</td> <td>宿泊 3,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>日帰り 1,500円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	単位		使用料	RVパーク	駐 車 場	1 区 画	宿泊 3,000円		日帰り 1,500円
名称	単位		使用料																		
RVパーク	駐 車 場	1 区 画	宿泊 2,500円																		
			日帰り 1,250円																		
名称	単位		使用料																		
RVパーク	駐 車 場	1 区 画	宿泊 3,000円																		
			日帰り 1,500円																		

現行				改正案					
センターハウス(子ども用の遊戯に供する部分)	小人(小学生以下)	1名 1時間	(略)		小人(小学生以下)	1名 1時間	(略)		
			市内在住者以外で構成される団体	200円			市内在住者以外で構成される団体	250円	
			上記以外	250円			上記以外	300円	
	大人	1名 終日	(略)		大人	1名 終日	(略)		
			市内在住者以外で構成される団体	200円			市内在住者以外で構成される団体	250円	
			上記以外	250円			上記以外	300円	
センターハウス(会議室1)	1室	1時間	市内在住者及び市内在住者で構成される団体	1,000円	センターハウス(会議室2)	1室	1時間	市内在住者及び市内在住者で構成される団体	400円
			市内在住者及び市内在住者で構成される団体以外の者	2,000円				市内在住者及び市内在住者で構成される団体	800円
			営利目的	4,000円					

現行						改正案						
									以外の者			
									営利目的	1,600 円		
						セ	1 平	終	市内在住者及び市内在住者で構成される団体	60 円		
						タ	方	日				
						ハ	メ					
						ウ	ニ		市内在住者及び市内在住者で構成される団体	120 円		
						ス	ト					
						(ホ	ル					
						ール・			以外の者			
						廊下)			営利目的	240 円		
(略)						(略)						
ガーデンエリア(移動販売車両による使用に限る)	車両 1 台	終日	夏期	平日	2,500 円	ガーデンエリア(移動販売車両による使用に限る)	車両 1 台	終日	夏期	平日	3,000 円	
				休日	5,000 円					休日	6,000 円	
			冬期	平日	1,250 円				冬期	平日	1,500 円	
				休日	2,500 円					休日	3,000 円	
備考						備考						
1~2 (略)						1~2 (略)						
3 団体とは、有料入場者 10 名以上の集団をいう。						3 (略)						
4 (略)						4 センターハウス(子ども用の遊戯に供する部分)について、団体とは、有料入場者 10 名以上の集団をいう。						
5~8 (略)						5~8 (略)						
						9 センターハウス(ホール・廊下)の使用料は、専用して使用する場合に適用する。専用して使用するとは、一般の利用を制限して使用することをいい、単なる						

現行	改正案
別表第2(第5条関係) (略)	<p>休憩、通行等の一般利用は無料とする。</p> <p>10 <u>都市公園条例第3条第1項各号に掲げる行為を行う場合であっても、この表に定める使用料を適用し、都市公園条例別表第2の使用料は適用しない。</u></p> <p>11 <u>1時間を単位として定められている場合において、使用時間に1時間未満の端数を生じたときは、1時間とみなす。</u></p> <p>別表第2(第5条関係) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第3項の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の恵庭市花の拠点設置条例の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 この条例の施行前においても、この条例による改正後の恵庭市花の拠点設置条例の規定による使用の許可の申請その他必要な準備行為をすることができる。

